

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告 令和3年度市民税・県民税の申告

問い合わせ先 ●所得税について 成田税務署 ☎(28) 5151
●市民税・県民税について 市課税課市民税班 ☎(93) 0443

窓口のご案内

新型コロナウイルス対策として、入場される場合はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

- ①イオンモール成田2階イオンホール <成田市ウイング土屋>
 - 期間 3月15日(月)まで(土・日曜日を除く)
 - ※新型コロナウイルスの影響により、日程などが変更になる場合があります。
 - 受付時間 9:00～16:00(提出のみは17:00まで)
 - その他
 - 会場内混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況に応じ、受付を早めに締め切る場合もあります。入場整理券は、当日会場に配布するほか、LINEアプリで事前に入手できます。アプリ内から「国税庁LINE公式アカウント」を友達登録することで、整理券入手の手続きが行えます。
 - 作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日、祝日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。
 - 相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。税務署で手続きしてください。
 - ②成田税務署<成田市加良部>
 - 3月29日(月)までは、税務署窓口では、作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。確定申告書の作成・相談はできませんので、①イオンモール成田を利用してください。
 - 受付時間 8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)
 - 郵送提出 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送
〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛
 - ※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。
 - ③市役所内すこやかセンター2階健診準備室
 - 期間 3月15日(月)まで(土・日曜日を除く)
 - ※期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。
 - 確定申告など個別相談(午前・午後各40件)
 - 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。
 - 受付時間 8:30～15:30(12:00～13:00は除く)
 - ※申告相談の受付の順番は、当日の午前8時20分の時点で、複数の来場者が受付に来たときは抽選で順番を決めます。抽選前の来場の順番は関係ありません。抽選後に相談開始目安時間をお知らせしますので、時間により一時帰宅も可能です。抽選後(午前8時30分以降)に制限人数に達しない場合は、そこから先着順とします。なお、防犯面から早朝からのご来場は控えるようお願いいたします。
 - ※申告相談の受付は、**午前40人・午後40人の人数制限を行っています。**午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。
 - 相談時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00
- 市民税・県民税申告(提出のみ含む) 8:30～12:00 / 13:00～17:00

所得税の確定申告

- 確定申告が必要な人(主な例)
 - 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
 - 給与の年収が2千万円を超える人
 - 給与以外の所得が20万円を超える人
 - 2か所以上から給与を受給している人
 - 公的年金収入が400万円を超える人
 - 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人
- ※確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。
- 市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があります。このため、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を抑えることができる場合があります。
- 平成28年分以降の申告はマイナンバーが必要です
- 次の税目の申告書は、税務署へ提出するときに、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
 - 所得税 ○復興特別所得税 ○個人事業者の消費税 ○地方消費税 ○贈与税
- 【本人確認書類の例】
 - ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
 - ②通知カードなど【番号確認書類】+
運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※郵送で申告書を出す場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付
- ※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要
- 医療費控除を受けるためには
医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。
- なお、領収書は税務署から提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。
- ※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。
- 【注意】平成29年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示にすることもできます。

会場に行く前に必ず確認を!

確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。イオンモール成田で相談してください。

- 令和元年分以前の申告(過年分) ○青色申告 ○配当所得の申告
- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告 ○贈与税、消費税の申告、準確定申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- ※これらの場合以外でも、内容により、イオンモール成田を案内することがあります。

確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書などが作成できる便利なシステムです。新型コロナウイルス対策としても活用ください。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマートフォンでも作成できます。また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 確定申告書作成コーナー

検索

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

問い合わせ先

●国保年金課 国保税班 ☎(93) 4084
高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得などの申告をしなければなりません。

申告の内容は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となり、申告をしていないと軽減措置などを受けることができなくなります。

世帯に、収入がなく申告をしていない人がいる場合は、申告をお願いします。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ

QRコード付き交付申請書が 順次送付されます!

2021年3月までに

マイナンバーカードを申請すると
マイナポイントがもらえるよ!

付与率 25%
上限 5,000円相当

QRコードを使って、お家でスマホでカンタン申請!

1

交付申請書に記載のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録

2

登録したメールアドレス宛に届く申請者専用WEBサイトにアクセスし、顔写真を登録

3

画面の案内にしたがって、必要事項を入力し送信

申請が完了した旨のメールが届いたら
手続き完了です!

申請後、概ね1か月で市区町村から「交付通知書」が届きますので、必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

詳しくはこちらへ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

問い合わせ先:マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日:9時30分～20時00分 / 土日:9時30分～17時30分
※お休みの日にはお電話ができません。

マイナポイント